

令和3年第12回堺市教育委員会議事録

開催日	令和3年8月18日(水)
場所	市役所本館3階大会議室
会議種類	定例会
議案・報告	議案第29号 堺市立学校において令和4年度に使用する教科用図書の採択について 議案第30号 堺市博物館協議会規則の一部改正について 議案第31号 堺市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について 報告第12号 市長からの意見聴取(令和3年度堺市一般会計補正予算)について 報告第13号 堺市教育委員会表彰規則の一部改正について
その他報告	① 新型コロナウイルス感染症に伴う教育委員会の対応について
教育長	日渡田教育長
出席委員	河盛幹雄委員 大島幸恵委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員
事務局出席者	山崎久樹教育次長 松下廣伸教育監 橋健一理事 中山真裕美教委総務部長 江戸義信学校教育部長 浦部文子中央図書館長 橋本宏司教委総務課長 澤田克生教委総務課参事 永木里恵教育政策課長 至田義明教育政策課長補佐 古賀祐喜教育政策課副主査 桑田裕介学校指導課長 川島強支援教育課長 有澤隆司中央図書館総務課長 増田達彦学芸課長
開会宣言	午前10時
日渡田教育長	これより、第12回教育委員会を開催します。 本日は定例会です。 傍聴の申出がありますので、会議規則第15条の規定により傍聴を許可します。 まず、教育政策課課長補佐から諸般の報告をします。
至田義明教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には、教育長及び全ての委員が出席されています。 また、事務局におきましても、案件に関係する理事者全員が出席しています。
日渡田教育長	これより、本日の会議を開きます。 本日の議事録署名委員は、会議規則第17条第3項の規定により、河盛委員、宮本委員を指名します。 次に、先にお配りしました、令和3年第9回・第10回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。 日程第1「議案第29号 堺市立学校において令和4年度に使用する教科用図書の採択について」の議事に入る前にお伝えいたします。 鈴木委員、新谷委員におかれましては、教科書の著作編集に関わられたことがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項」の規定に基づいて、議案第29号の議事に参与することができませんので、一旦ご退席をいただきます。
	(鈴木真由子委員、新谷奈津子委員 退席)
【案件】	日程第1 議案第29号 堺市立学校において令和4年度に使用する教科用図書の採択について

<p>日渡田教育長</p>	<p>日程第1「議案第29号 堺市立学校において令和4年度に使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、過日、堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会から詳細な意見書及び調査報告書を、また高等学校長から高等学校教科用図書選定理由書・高等学校教科用図書選定一覧の提出を受けています。</p> <p>本日は、それらも踏まえまして審議してまいりたいと思います。審議の進め方については、校種ごとに採決していきたいと考えています。</p> <p>なお、支援学校及び小中学校の支援学級で使用する教科用図書については、支援の必要な児童生徒の個人情報に触れる可能性がありますので、秘密会として審議したいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、提案理由を説明してください。</p>
<p>【説明】 江戸善信学校教育部長</p>	<p>「議案第29号 堺市立学校において令和4年度に使用する教科用図書の採択について」をご説明いたします。</p> <p>堺市立学校において令和4年度に使用する教科用図書の採択については、堺市教育委員会が行うこととなっており、令和3年5月17日の教育委員会定例会で可決いただいた採択基本方針に基づき、本市の児童生徒にとって最もふさわしい教科用図書を採択するため、上程するものです。</p> <p>なお、堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会並びに高等学校長が本市の採択基本方針を踏まえ、教科用図書の調査及び研究を行い、教育委員の皆様へ意見書・調査報告書並びに選定理由書・選定一覧でもってご報告させていただいており、それらを参照しながら採択いただくものです。</p>
<p>日渡田教育長</p>	<p>まず、小学校の教科用図書及び中学校社会科歴史以外の中学校の教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項の規定により、令和3年度と同一の教科用図書を採択しなければならないことから、議案書に記載の「令和3年度使用小学校教科用図書一覧表」及び「令和3年度使用中学校教科用図書一覧表」の教科用図書を原案とすることにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>教育委員会としまして、教科用図書について、教育委員各自の調査研究、並びに意見交換等を通じてこれまで事前研究を重ねてまいりました。</p> <p>その間、教科用図書選定委員会から提出された意見書及び報告書等につきましても、各教育委員は十分に検討されたものと考えております。</p> <p>本日は、それを踏まえて審議したいと思っております。</p> <p>それでは、教科用図書選定委員会の報告をお願いします。</p>
<p>江戸善信選定委員長</p>	<p>教科用図書採択については、「専門的な研究」「適正・公正な採択の推進」「開かれた採択の推進」に努めるとともに、児童生徒にとって、最も適切な教科用図書を採択することが重要です。</p> <p>令和3年度採択基本方針の1点めにお示ししております、「学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択すること、2点めの「知識・技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等をはぐくむといった教科書力とともに、学びの基礎力や社会的実践力を含む総合的な学力を養うために最も効果的な教科書を採択すること、3点めの「教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見も踏まえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を採択すること、4点めの「教科書採択を公正かつ適正に行うために、静ひつな採択環境を確保すること、以上4点に基づき、各教科等の目標を達成するための各社の工夫などについて、調査研究に取り組んでまいりました。</p> <p>調査研究の経過については、本市生徒の保護者、学校の校長や教員等で構成しております、選定委員の第1回委員会を5月21日に、続いて6月1日には、10名の学校教員や指導主事からなる調査員全体会を開催し、以後、調査員によ</p>

	<p>る調査研究を行ってまいりました。</p> <p>選定委員会では、調査員による調査研究に基づき、市民の方及び学校・教員の意見反映にも努め、7月8日に第2回選定委員会を開催し協議いたしました。</p> <p>選定委員会での議論を含め作成した調査報告書及び選定委員会の意見書を教育委員に報告いたしました。</p> <p>また、教科書センターでの教科書展示会場で、市民の方々等から提出された意見書は、全部で181通でした。内容につきましては、主に中学校社会についての意見が出されております。</p> <p>また、8月18日現在、各団体、個人から計1,585通の意見書・要望書等が提出されております。これらの意見書・要望書の多くが中学校社会に関する内容で、全ての意見書・要望書について既に教育委員の皆様にご覧いただいております。</p> <p>本日、ご審議いただく教科用図書につきましては、全て文部科学省の教科書検定基準に合格したものであり、調査報告書に基づき、選定副委員長から報告いたします。調査報告等については、原則、発行者番号順とします。</p>
日渡円教育長	<p>ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。</p> <p>それでは、令和4年度に堺市立中学校で使用する中学校社会科歴史教科用図書の審議を行います。</p> <p>中学校社会（歴史的分野）の発行者は、東京書籍、教育出版、帝国書院、山川出版、日本文教出版、自由社、育鵬社、学び舎の8者です。</p> <p>令和4年度の中学校歴史教科書においては、新たに発行されることとなった自由社の教科用図書についての今年度の調査研究の結果及び令和2年度に採択され令和3年度に使用されている帝国書院の教科用図書の、令和2年度の調査研究結果や採択理由等を踏まえて採択することが、5月17日教育委員会定例会で議決されましたので、この方針に基づいて審議をいたします。</p> <p>なお、昨年度の教育委員会定例会において、帝国書院を採択した理由としましては、まず、歴史的な見方・考え方を働かせて課題をつかむために導入や資料活用に工夫がある点。</p> <p>次に、単元を貫く問いが示され、生徒が主体的に課題追及に取り組むことができる点。</p> <p>そして、まとめにおいて、見方・考え方を働かせた課題追及の学びがスモールステップで丁寧に示されている点。これらの流れが一貫して設定されている点ということが示されております。</p> <p>これらのことから、総合的に判断して、歴史的分野については帝国書院の教科書を採択したものです。</p> <p>本件では、採択の基本方針と、これらの採択理由等を十分に踏まえて審議したいと考えています。</p> <p>それでは、まず、2者の特長について説明をします。</p>
桑田裕介選定副委員長	<p>まず、帝国書院につきましては、各単元のはじめの「タイムトラベル」におきまして、イラストを前時代と比べて特色を考えるなど、歴史的な見方・考え方を働かせながら、他者と協働して考え、課題を主体的に把握することができるように工夫されております。</p> <p>自由社につきましては、各章末において、学習した時代がどのような時代であったのか振り返ることができるよう、「時代の特徴を考えるページ」「対話とまとめの図のページ」等が設定されております。</p>
日渡円教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件につきまして、ご質問はございませんか。</p>
宮本功委員	<p>採択の基本方針に「知識・技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等をはぐくむといった教科学力とともに、学びの基礎力や社会的実践力を含む総合的な学力を養うために最も効果的な教科書を採択する」とあります。</p> <p>実際に、今回、中学校社会の歴史的分野の教科書選定ということですが、知識・技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等をはぐくむという点で、</p>

	<p>この教科特性ゆえに資料の活用というのは非常に大事だと思います。</p> <p>その資料の活用に工夫があったかどうか。また、資料の見やすさや分かりやすさなどについては、どのような配慮がありますでしょうか。</p>
桑田裕介選定副委員長	<p>資料の活用につきましては、帝国書院では「技能をみがく」として、歴史的な見方・考え方を働かせる上で必要となる基礎的な技能を取り上げるとともに、キャラクターの発言をヒントに資料を読み解くことができるよう工夫されております。</p> <p>また、各節の導入におきましてイラストを示し、前時代と比べて特色を考えるなど、歴史的な見方・考え方を働かせながら、他者と協働して考え、課題を主体的に把握できるよう、資料の示し方が工夫されており、選定委員からは、比較する具体的なポイントも示されており、生徒が歴史的な見方・考え方を働かせながら、主体的に学習課題をつかむことができるのではないかとこの意見がありました。</p> <p>自由社では、資料に「世界遺産」「重要文化財」「国宝」のマークが付されており、各章の初めの「登場人物紹介コーナー」に、小学校で学んだ人物を中心に紹介した年表が設けられており、小学校の学習を振り返りながら学習に取り組むことができるよう設定されております。</p> <p>資料の見やすさ、分かりやすさにつきましては、特に帝国書院においては、ユニバーサルデザインフォントが採用されており、また、特別支援教育に関する監修・校閲等もなされており、色覚特性に配慮した色遣いとなっております。</p>
日渡円教育長	ほかにございませんか。
河盛幹雄委員	採択の基本方針では、「学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択する」と示してありますが、本市の地域性に応じている点として顕著な特長はありましたか。
桑田裕介選定副委員長	<p>本市の地域性についてですが、各社とも、仁徳天皇陵古墳や鉄砲、与謝野晶子、千利休など、堺市における事物や人物について取扱いがなされております。</p> <p>自由社では、教科書の冒頭に「地域の歴史を調べる」として、「堺市の歴史を調べよう」が設定されており、旧堺港や堺事件を調査するような活動が取り上げられております。</p>
日渡円教育長	ほかにございませんか。
大島幸恵委員	採択の基本方針にある、「学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成する」についてです。堺市では授業のときに必ず、「授業のめあて」と「授業のまとめ」というのをきちんと提示されています。歴史の学習をするうえで、「めあて」がはっきりと分かっている、それに対する「まとめ」の分かりやすさなど、示し方がとても重要だと思うのですが、そのあたりで工夫されていた点があれば、教えていただけますか。
桑田裕介選定副委員長	<p>帝国書院、自由社ともに、見開き2ページの冒頭に、本時において考えさせる課題を提示するとともに、本時の終わりには、学習の振り返りを設定しております。</p> <p>特に、帝国書院では、本時だけではなく、単元を貫く問いが設定されており、単元のまとまりで大きな課題を見通して学習を進めることができるよう工夫がされております。</p> <p>また、章末には、章の学習を振り返る際に、スモールステップで課題追及できるように設定されており、生徒自身が見通しを持って計画的に学習を進められるなど、本市において重視している総合的な学力のうち、特に学びの基礎力の育成に有効との意見が選定委員からありました。</p>
日渡円教育長	<p>ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。</p> <p>これまでの議論及び令和2年度採択の理由等を踏まえ、本市採択の基本方針に基づき、また、先ほど申しました、歴史的な見方・考え方を働かせて課題をつかむために導入や資料活用に工夫がある点。</p> <p>単元を貫く問いが示され、生徒が主体的に課題追及に取り組むことができる</p>

	<p>点。</p> <p>さらに、まとめにおいて、見方・考え方を働かせた課題追及の学び方がモデルステップで丁寧に示されている点などから総合的に判断をいたしまして、帝国書院の教科書を採択したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、ただいまの審議及び選定委員からの補足説明並びに堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会からの意見書・報告書を踏まえまして、令和4年度に堺市立中学校で使用する教科用図書を採択するものとして、社会の歴史的分野は、帝国書院を選びたいと思います。</p> <p>続きまして、堺市立堺高等学校について審議をいたします。</p> <p>令和4年度に堺高等学校で使用する教科用図書について説明を求めます。</p>
江戸善信学校教育部長	<p>高等学校につきましては、堺市立高等学校則第7条の2に基づき、使用する教科用図書を高等学校長が選定することとなっております。</p> <p>高等学校では、教科用図書選定調査会を設置し、調査研究を行い、選定について進めてまいりました。</p> <p>堺市立堺高等学校長及び准校長から、選定調査会における調査研究及び選定についての経過報告を受けているところです。</p> <p>詳細については、担当課長から説明いたします。</p>
桑田裕介学校指導課長	<p>高等学校につきましては、令和3年6月3日に調査員及び保護者を含めた選定調査会の構成員を決定いたしました。全日制の課程は6月23日・25日、定時制の課程は6月24日に選定調査会を実施いたしました。</p> <p>選定調査会では、採択の基本方針を基に校長及び准校長が定めた選定方針について確認を行った後、各教科科目の調査員から調査結果を説明し、協議を行いました。</p> <p>全日制・定時制ともに保護者代表にも入っていただき、開かれた透明性ある選定に努めており、今年度も適正に選定が行われたとの報告を受けております。</p> <p>また、選定調査会には、指導主事を同席させ指導助言を行いました。</p> <p>新規で使用を考えている教科用図書としまして、全日制の課程は10教科31種、定時制の課程は9教科13種となっております。</p> <p>また、継続使用する教科用図書は、全日制の課程は64種、定時制の課程は35種となり、新規・継続を合わせて143種です。</p> <p>平成30年3月に高等学校の学習指導要領が改訂され、令和4年度の新1年生からは新しい学習指導要領に基づく教育課程が年次進行で実施となるため、新1年生につきましては新規の教科用図書を採択することとなります。</p>
日渡円教育長	<p>説明が終わりました。本件につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。</p> <p>堺高等学校で使用する全ての教科用図書の選定につきましては、書面でもって報告を受けております。</p> <p>それでは、ただいまの説明及び審議、並びに選定理由書等を踏まえまして、堺市立堺高等学校全日制の課程、定時制の課程で教科用図書として使用するものとして、令和4年度使用教科書選定一覧表に記載したものを使用するというご異議ございませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、改めて確認をいたします。</p> <p>本件のうち、小学校、中学校及び高等学校で使用する教科用図書につきましては、それぞれ審議結果のとおり採択することにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件はそれぞれ議案のとおり可決されました。</p> <p>以上で、小学校、中学校及び高等学校の教科用図書の審議を終了し、令和4年度に堺市立支援学校及び堺市立小中学校の支援学級で使用する教科用図書の審議に移ります。</p> <p>これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p>

	(以降、秘密会での審議) 関係者以外 退席
日渡田教育長	令和4年度に堺市立支援学校及び堺市立小中学校の支援学級で使用する教科用図書について説明を求めます。
江戸善信選定委員長	支援学校及び支援学級において検定教科書以外で使用する教科用図書採択については、各学校から使用予定として提出があった図書に対して、調査員による調査研究を行い、選定委員会で議論いたしました。 各学校からの使用予定と調査結果等について、川島選定委員から報告いたします。
川島強選定委員	(プライバシー保護の観点から要約) 調査報告書における個人別調査研究結果では、学校から申請された教科用図書が一人ひとりの児童生徒に適切であるかどうかを研究した結果をまとめています。 全ての教科用図書を調査・研究した結果、これらの教科用図書が適切であることをここにご報告いたします。
日渡田教育長	説明が終わりました。 ご意見、ご意見はございませんか。 それでは、ただいまの審議及び選定委員会からの補足説明並びに堺市立学校用図書選定委員会からの報告書を踏まえまして、堺市立支援学校及び堺市立小中学校の支援学級で使用する教科用図書について、議案書に記載の令和3年度使用支援学校及び支援学級用教科用図書一覧の図書を原案とすることにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。
【採 決】	それでは、採決いたします。 本件のうち、支援学校及び小中学校の支援学級で使用する教科用図書について、議案のとおり採決することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、本件は、議案のとおり可決されました。 以上で、堺市立学校において令和3年度に使用する教科用図書についての審議を終了します。
	(鈴木真由子委員、新谷奈津子委員 入室)
【案 件】	日程第2 議案第30号 堺市博物館協議会規則の一部改正について
日渡田教育長	次に、日程第2「議案第30号 堺市博物館協議会規則の一部改正について」を議題といたします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 増田達彦学芸課長	議案第30号 堺市博物館協議会規則の一部改正について、ご説明いたします。 まず、「提案理由」の改正の趣旨についてです。 「堺市博物館協議会」について、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないときなどに、会議の書面開催が可能となるよう「堺市博物館協議会規則」を改正するとともに、同規則に関して他に変更すべき点につき所要の改正を行ったものです。 続きまして、規則改正にかかる主な内容についてです。 その概要といたしましては、会議の招集、非公開、書面開催、会議録、庶務などについて改正を行いました。 第3条(会議の招集)について、「協議会の会議は、必要に応じて堺市博物館長(以下「館長」という。)が招集する。」を「協議会の会議は、必要に応じて、会長が招集する。」に改正いたしました。 改正の理由については、第2条「会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。」との整合性を図るため、また他の政令市の規則及び本市の他の附属機関に関する規則でも「会長が招集する」こととなっている事例が多いためです。

	<p>第4条(会議)について、「協議会の議決により、秘密会とすることができる。」を「出席した委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。」に改正いたしました。</p> <p>本市の他の附属機関に関する規則の規定に合わせて、「秘密会」から「非公開」に文言を変更したものです。</p> <p>第5条(会議の特例)については新たに追加した規定ですが、「会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合、その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、または賛否を問うことにより会議に代えることができる。」という条文を加えました。</p> <p>改正の理由については、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないときなど、会議の書面開催が可能とするためです。</p> <p>第8条(会議録)に関しても新たに追加した規定ですが、「会長は次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。(1)会議の日時及び場所(2)会議に出席した委員の氏名(3)議事の内容(4)前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項」という条文を設けたものです。</p> <p>現在でも「堺市博物館協議会」の開催後は会議録を作成及び公表しておりますが、そうした現状の運用との整合性を図るとともに、本市の他の附属機関に関する規則の規定に合わせて規定の整備を行ったものです。</p> <p>第9条(庶務)についても、新たに追加した規定であり、「協議会の庶務は、学芸課において行う。」という条文を加えました。</p> <p>現在でも「堺市博物館協議会」の庶務については学芸課が担当しているといった、現状の運用との整合性を図るとともに、本市の他の附属機関に関する規則の規定に合わせて規定の整備を行ったところです。</p> <p>附則2についても新たに追加した規定であり、「委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第3条1の規定にかかわらず、教育長が行う。」という条文を設けたものです。</p> <p>改正の理由は、最初に行われる会議では会長が選出されておらず、会長が招集できないためです。</p> <p>次に、施行期日については、「公布の日から施行する。」としております。</p>
日渡田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>ご質問、ご質問なしと認めます。</p>
【採 決】	<p>本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は議案のとおり可決されました。</p>
日渡田教育長	<p>お諮りします。</p> <p>日程第3「議案第31号 堺市立図書館協議会委員の委嘱及び任命」につきましては、人事に関する議案であるため秘密会とすることにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p> <p>(関係者以外 退席)</p>
【案 件】	<p>日程第3 議案第31号 堺市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について</p>
日渡田教育長	<p>次に、日程第3「議案第31号 堺市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 有澤隆司中央図書館総務課長	<p>議案第31号「堺市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について」ご説明いたします。</p> <p>図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行うサービスにつき、館長に対して意見を述べる機関です。図書館法などによって設置されています。</p>

	<p>その委員構成につきましては、堺市立図書館条例第3条第2項におきまして、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱及び任命することとなっております。</p> <p>今期の委員につきましては、令和3年8月31日に任期を迎えることになっておりますので、次期委員の委嘱及び任命について審議いただくものです。</p> <p>委員候補者につきましては、議案書2ページに記載のとおりです。各候補者の選定理由につきましては、議案書3ページに記載のとおりですので、ご参照ください。</p> <p>任期につきましては、堺市立図書館条例第3条第4項におきまして2年となっておりますので、委嘱及び任命の期間につきましては、令和3年9月1日から令和5年8月31日までとなっております。</p>
日渡円教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p>
【採 決】	<p>本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【案 件】	<p>日程第4 報告第12号 市長からの意見聴取（令和3年度堺市一般会計補正予算）について</p>
日渡円教育長	<p>次に、日程第4「報告第12号 市長からの意見聴取（令和3年度堺市一般会計補正予算）について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 橋本宏司教委総務課長	<p>報告第12号につきましては、令和3年度一般会計補正予算案のうち、教育委員会に関連するものであり、令和3年第3回市議会定例会に提出する議案に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和3年8月13日に教育長において臨時に代理いたしましたので報告し、承認を求めるものです。</p> <p>では、資料の2ページ、第1表、歳入歳出補正予算をご覧ください。</p> <p>教育委員会が所管する現計予算にかかる補正額は、歳入予算が420万円の減額、歳出予算が575万3,000円の減額となっております。</p> <p>次に、第3表、債務負担行為補正をご覧ください。</p> <p>債務負担行為とは、翌年度以降の事業実施に際し、本年度中に準備行為を行う必要がある場合などにおいて予算化を行うものであり、今回は5事業を計上する予定となっております。</p> <p>また、3ページ、第4表、地方債補正につきましては、予算を補正することに伴い、地方債の限度額を補正するものとなっております。</p> <p>それでは、詳細をご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。</p> <p>まず、歳入予算につきましては、中学校校舎や特別支援学校校舎等の整備にかかる歳出予算を補正することに伴い、市債にかかる歳入予算を補正するものとなっております。</p> <p>事業内容につきましては、歳出予算においてご説明させていただきます。</p> <p>次に、歳出予算についてです。</p> <p>まず、新型コロナウイルス感染症対策として、就学時健康診断における人材派遣職員の追加配置に関し、124万7,000円増額いたします。</p> <p>こちらは、就学時健康診断において、検温・健康チェック表の確認等事務を追加するに当たり、従来の配置人数から増員を図るものです。</p> <p>次に、学校施設等の整備として、700万円を減額いたします。</p> <p>内訳としては、1点めが大浜中学校校長寿命化設計業務の1,340万円の減額です。</p>



	<p>こちらは、当初令和3年度内で完了する予定であった設計業務につきまして、工期の終期を来年度にする必要が生じたため、今年度支出しない経費を減額するものです。</p> <p>2点めは、百舌鳥支援学校倉庫移設工事の640万円の増額です。</p> <p>こちらは、百舌鳥支援学校のグラウンドを拡張するため、体育倉庫を撤去・新設工事を実施するものです。</p> <p>続きまして、2ページをご覧ください。</p> <p>第3表、債務負担行為補正についてご説明いたします。</p> <p>まず、義務教育施設整備事業として、2,700万円です。</p> <p>内容としては、大浜中学校長寿命化設計業務におきまして、学校等の調整の結果、契約期間の終期を令和4年度にするもので、1,600万円となっています。</p> <p>こちらは、先ほどご説明いたしました令和3年度の予算を減額したものを改めて令和4年度予算で措置できるようにする内容となっています。</p> <p>続きまして、百舌鳥支援学校倉庫施設工事として、1,100万円です。</p> <p>こちらにも、先ほどご説明いたしました現計予算に加え、債務負担行為を組み合わせることで複数年工事ができるよう予算措置を講じる内容となっています。</p> <p>続きまして、納付拡大事業として400万円です。</p> <p>こちらは、放課後児童対策事業保護者一部負担金の未納督促を行う市税等コールセンター運營業務につきまして、翌年度の準備行為として、本年度中にプロポーザルによる業者選定を行うものです。</p> <p>続きまして、英語教育推進事業で1億7,200万円です。</p> <p>こちらは、ネイティブスピーカー人材派遣業務委託につきまして、翌年度の準備行為として、本年度中にプロポーザルによる業者選定を行うものです。</p> <p>続きまして、小学校給食運營業業で4億9,700万円です。</p> <p>現在、小学校給食調理業務は3年間の長期契約を行っているところですが、令和3年度で契約が満了する学校21校につきまして、翌年度の準備行為として、本年度中に業者選定のための入札を行うものです。</p> <p>最後に、放課後子ども支援事業で11億7,700万円です。</p> <p>内訳といたしまして、1点めは、放課後子ども総合プラン事業（堺っ子くらぶ）の10億7,200万円です。</p> <p>現在、堺っ子くらぶ事業につきましては、3年間の長期契約を行っており、令和3年度で契約が満了する学校5校について、翌年度の準備行為として、本年度中に業者選定のためのプロポーザルを行うものです。</p> <p>2点めは、放課後ルーム事業で1億500万円です。</p> <p>放課後ルーム事業につきましては、単年度契約をしており、翌年度の準備行為として、今年度中に業者選定のためのプロポーザルを行うものです。</p> <p>最後に、第4表、地方債補正につきましては、中学校校舎や特別支援学校校舎等の整備にかかる予算を補正することに伴い、地方債の限度額を補正するもので、合計420万円を減額するものとなっています。</p>
日渡円教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p>
【採決】	<p>これより、本件を採決いたします。</p> <p>本件につきまして、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【案件】	<p>日程第5 報告第13号 堺市教育委員会表彰規則の一部改正について</p>
日渡円教育長	<p>次に、日程第5「報告第13号 堺市教育委員会表彰規則の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説明】 永木里恵教育政策	<p>報告第13号 堺市教育委員会表彰規則の一部改正については、教育委員会の議決事項ではありますが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長</p>

課長	<p>に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和3年8月6日に教育長において臨時に代理しましたので、ご報告するものです。</p> <p>堺市教育委員会には、教育長が行う表彰及び教育委員会が行う表彰の複数の表彰制度が存する現状を鑑みまして、当該表彰制度について見直しを行うこととし、堺市教育委員会表彰にかかる表彰の区分及び欠格事項について、所要の改正を行うものです。</p> <p>改正の内容ですが、表彰の区分については2点です。</p> <p>1点めですが、職員栄誉の部及び業務功績の部を新たに加えました。</p> <p>2点めとして、功績の部の名称を教育功績の部に変更いたしました。</p> <p>表彰にかかる欠格事項については、1点、懲戒処分を受けた職員を新たに加え、その他、規定の整備を行いました。</p> <p>施行の期日については、公布の日です。</p>
日渡田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件につきまして、ご質問、ご質問ございませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p>
【採 決】	<p>本件につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認されました。</p>
【案 件】	<p>その他報告 ①新型コロナウイルス感染症に伴う教育委員会の対応について</p>
日渡田教育長	<p>それでは、その他の報告「新型コロナウイルス感染症に伴う教育委員会の対応について」報告します。</p> <p>4度目となる緊急事態宣言が大阪府に発出されています。教育委員会の対応につきまして、事務局から説明します。</p>
【説 明】 中山真裕美教委総務部長	<p>ご報告します。第10回教育委員会定例会の後、まん延防止等重点措置の期間中でしたが、4回めの緊急事態宣言が発出されました。</p> <p>緊急事態宣言により、学校の行動基準となる「地域の感染レベル」は2から3へ変更になりましたが、学校園ではまん延防止等重点措置期間中からレベル3相当の制限をかけておりましたので、1学期後半と比べて特に取組が変わることはありません。</p> <p>現在、学校は夏季休業中ですが、小学校では放課後児童対策など、子どもの預かり業務を実施しています。その活動についても、レベル3に即した対応を行うよう通知を行っています。</p> <p>部活動は、まん延防止等重点措置と同様、感染対策を十分にとった上で実施していますが、感染リスクの高い活動は実施していません。</p> <p>また、感染が懸念される活動前後の生徒の飲食や更衣時の距離の確保等についても留意しています。</p> <p>一方、地域の教育活動ですが、夜間の利用を制限し、学校施設の利用は午後5時までとすることを継続しています。</p> <p>また、図書館は館内の滞在時間や閲覧場所の制限を行った上で開館しています。</p> <p>なお、8月17日に緊急事態宣言が9月12日まで延長することが決定されたところです。これに伴う本市の対応につきましては、大阪府の方針を踏まえ検討してまいります。</p> <p>来週8月25日から2学期が始まりますが、学校園や各施設ともに改めて感染対策を徹底して対応してまいります。</p>
日渡田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。</p>
大島幸恵委員	<p>8月25日から新学期が始まります。長期休暇の間に、家庭における様々な状況が変わっている可能性があります。私の職場においても、「両親やきょうだいが濃厚接触者になったが、どうしたら良いでしょう」といった事例がこの1週間程でとても増えています。</p> <p>25日に学校を再開したときに、そういった問合せや、「家族にこういうケー</p>

	<p>スが出たがどうしたら良いか」などへの問合せに対し、いろいろなケースを想定して準備を行い、現場の先生たちが混乱しないようにする必要があります。</p> <p>また、実際に休まなくてはいけなくなった保護者の方も含め、子どもたちが登校し始めたときに、いろいろな不安を抱えないようにするなど、新学期を迎えるに当たって体制をしっかりと準備しておいていただきたいと思っています。</p>
日渡田教育長	大島委員のご意見は、次の状況に向けてのご意見ですが、何かありますか。
江戸善信学校教育部長	<p>大島委員ご指摘のとおり、もともと夏休み明けというのは不安定な子どもも一定数いますので、学校での疑問についても含めて新たに通知を出す予定です。</p> <p>また、夏季休業中の感染や家族の状況も踏まえ、学校から教育委員会に連絡をいただいた際には、スクールカウンセラーの緊急派遣も含め、特に養護教諭に対し、子どもたちの状況をしっかりとケアするよう校長を通して指示していきたいと思っています。</p>
日渡田教育長	ほかにございませんか。
閉 会 宣 言	午前 11 時 00 分
日渡田教育長	<p>以上をもちまして、定例会に付議されました案件は全て議了しました。</p> <p>これをもって、令和 3 年第 12 回教育委員会を閉会します。</p>